

与謝野町

企業の要望に応じた適地を提供します

与謝野町には高精度、高品質の丹後ちりめんをはじめとする繊維製造業が集積しており、培ってきた細やかな作業能力を他の産業に活かす立地や恵まれた自然環境を活かした観光産業の立地、地域の特性を活かした立地を行うため、企業の要望に応じた用地を提供しています。

現在、電気機械器具・燃糸・板金・紳土服縫製・御守縫製・豆腐等の製造業や観光物産販売のサービス業など10企業に立地していただいています。



京都奉製



日本電気化学

優遇制度

条例・要綱・制度名	措置	対象地域及び対象者	対象要件	内容
与謝野町企業立地促進条例	奨励金	町内に新設又は増設するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産の取得価格 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農林水産資源を活用する製造業又は製造業に属する事業のうち農業に属する事業 500万円以上 ・前欄に定めるものを除く製造業又は製造業に属する事業に類する事業のうち農業に属する事業を除く事業 ・自然科学研究所 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・運輸に付帯するサービス業 ・宿泊業・飲食サービス業 1,000万円以上 ・情報関連産業 300万円以上 ・その他町長が別に認める産業 ○町民の増加正規雇用者 2人超 	<ul style="list-style-type: none"> ○5年間 ○固定資産税相当額を限度
	助成金			○投下固定資産取得費の5%以内の額 (2,000万円を限度)
	雇用奨励金			○奨励事業所等の新設等に伴い増加 (2名以上必要) した町民の正規雇用者数に70万円を乗じて得た額 (限度額500万円)
	利子補助金			<ul style="list-style-type: none"> ○5年間 ○固定資産取得に要した経費のうち、公的機関及び一般金融機関の貸付金の利子補給 ○年利率1%以内 ○限度額：200万円
半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例	固定資産税の不均一課税	製造業・旅館業・情報サービス業・農林水産物等販売業	機械、建物等の取得価格500万円以上、1,000万円以上、2,000万円以上 (資本金により異なる)	<ul style="list-style-type: none"> ○適用期間：3年間 ○適用税率：1年目 0.14% 2年目 0.35% 3年目 0.70%